

特 許	判決年月日	令和 6 年 4 月 2 2 日	担 当 部	知財高裁第 4 部
	事 件 番 号	令和 5 年（行ケ）第 1 0 0 9 1 号		
○ 本件発明が甲 3 発明に基づき容易に発明することができたとはいえないとして、特許取消決定が取り消された事例				

（事件類型） 特許取消決定取消請求事件 （結論） 取消決定取消

（関連条文） 特許法 29 条 2 項

（関連する権利番号等） 特許第 6 9 0 2 2 3 1 号

（取消決定） 異議 2 0 2 2 - 7 0 0 0 2 1 号

判 決 要 旨

- 1 異議申立人は、令和 4 年 1 月 1 3 日、発明の名称を「バリア性積層体、該バリア性積層体を備えるヒートシール性積層体および該ヒートシール性積層体を備える包装容器」とする原告の特許（特許第 6 9 0 2 2 3 1 号）について特許異議の申立てをした。

特許異議手続の中で、原告が訂正請求をし、特許庁は、同訂正を認めた上で、訂正後の発明は進歩性を欠如するとして、特許取消決定をした。

- 2 裁判所は、以下のように判断して、特許取消決定を取り消した。

- (1) 本件決定は、相違点 1 - 1 から相違点 1 - 3 を各別に判断しているが、本件発明は、ボイル又はレトルト処理が行われる場合であってもガスバリア性の低下の抑制が図られるように、バリアコート層表面の珪素原子と炭素原子との割合を特定の範囲にしたものであって、高いガスバリア性を有するボイル又はレトルト用バリア性積層体を提供するという技術的意義を有するものであるから、ボイル又はレトルト用であるか否かに係る相違点 1 - 3 と、珪素原子と炭素原子の比の数値範囲に係る相違点 1 - 2 は、一体として検討されるべきものである。

- (2) 本件決定は、甲 3 発明に、甲 4 記載事項のオーバーコート層における炭素原子に対する珪素原子の比率を適用するものである。

しかし、当業者において、甲 3 発明の食品包装材料についてボイル又はレトルト用途とすることを想起したとしても、甲 4 におけるオーバーコート層を構成する原子における金属原子の比率は加熱によってもガスバリア性が維持されるかどうかとは関わりのないものであること、甲 4 には、炭素原子と金属原子の比率と、膜質の脆性について、甲 3 と正反対の記載があることに鑑みても、甲 3 発明とは技術分野も積層構造も異なる真空断熱材用外包材に関する甲 4 の積層体の中から、オーバーコート層付きフィルムの中のオーバーコート層及び

無機層に関する記載に着目した上、オーバーコート層における炭素原子に対する金属原子の比率（金属原子数／炭素原子数）を参酌して、甲３発明に適用する動機付けを導くには無理があるというほかなく、本件決定の判断には誤りがある。